# 全国健康関係主管課長会議

# 健康局 疾病対策課 臓器移植対策室

1. 臓器移植対策

# 臓器提供



	提供可能な臓器	本人の書面による 意思表示		家族の承諾
		改正前	改正後	
脳死	心臓、肝臓、肺、小腸、 腎臓、膵臓、眼球	0	Δ	必要
.∧./亩 .L	腎臓、眼球	Δ	Δ	必要
心停止	膵臓	0	Δ	必要

〇 : 必須

△ : 必須条件ではない

# 臓器移植法の概要①

- 平成9年7月:「臓器の移植に関する法律」(超党派による議員立法)公布。同年10月施行。
- 平成21年7月:「臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律」(超党派による議員立法)公布。平成22年1月一部施行。同年7月全面施行。
- I 基本理念(生前の臓器提供に関する意思の尊重、任意性の確保、移植の適切な実施、移植機会の公平性)
- Ⅱ 対象となる臓器 心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓、小腸、眼球

#### Ⅲ臓器の摘出

移植術に使用するために臓器を摘出することができる場合を次の①又は②のいずれかの場合とする。

- ①本人の書面による臓器提供の意思表示があった場合であって、遺族がこれを 拒まないとき又は遺族がいないとき
- ②本人の臓器提供の意思が不明であって、遺族がこれを書面により承諾するとき

#### 臓器移植法の概要②

#### IV 臓器の摘出に係る脳死判定の要件

移植に係る脳死判定を行うことができる場合を次の①又は②のいずれかの場合と する。

#### ①本人が

- A 書面により臓器提供の意思表示をし、かつ
- B 脳死判定の<u>拒否の意思表示をしている場合以外の場合</u>であって、家族が脳死 判定を拒まないとき又は家族がいないとき

#### ②本人について

- A 臓器の提供意思が不明であり、かつ
- <u>B 脳死判定の拒否の意思表示をしている場合以外の場合であって、家族が脳死</u> 判定を行うことを書面により承諾するとき
  - ※ なお、脳死が人の死であるのは、改正後においても、改正前と同様、臓器 移植の場合だけであり、一般の医療現場で一律に脳死を人の死とするもの ではない(提案者及び衆議院法制局見解)。

# 臓器移植法の概要③

## V 親族への優先提供の意思表示

<u>臓器を提供する意思の表示に併せて、親族に対し当該臓器を優先的に提供する</u> 意思を書面により表示することができる。

## VI 臓器売買等への禁止、臓器のあっせん業の許可制

《臓器のあっせんの具体的内容》

- ①臓器の提供者の募集及び登録
- ②移植を希望する者の募集及び登録
- ③臓器の提供者、臓器提供施設、移植実施施設等との連絡調整活動 等

#### <u>Ⅷ 普及•啓発</u>

<u>国及び地方公共団体は、臓器提供意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。</u>

#### Ⅷ 虐待を受けた児童への対応

移植医療従事者が児童虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその 疑いがある場合に適切に対応するための方策を講ずる。

# 臓器の移植に関する法律 改正前後の比較表

		改正前	改正法	施行日
1	親族に対する 優先提供	〇当面見合わせる(ガイドライン)	〇臓器の優先提供の意思表示を認める	平成22年 1月17日
2	脳死判定・ 臓器摘出の 要件	○本人の生前の書面による意思表示 があり、家族が拒否しない又は家族 がいないこと	○本人の生前の書面による意思表示があり、家族が拒否しない又は家族がいないこと(法改正前と同じ) 又は ○本人の意思が不明(拒否の意思表示をしていない場合)であり、家族の書面による承諾があること	
	小児の取扱い	○15歳以上の者の意思表示を有効 とする(ガイドライン)	○家族の書面による承諾により、15歳 未満の方からの臓器提供が可能となる	平成22年 7月17日
3	普及·啓発 活動等	(規定なし)	○運転免許証等への意思表示の記載を 可能にする等の施策	
4	被虐待児への 対応	(規定なし)	〇虐待を受けて死亡した児童から臓器 が提供されることのないよう適切に 対応	

# 臓器移植の現状について

#### (1)臓器のあっせん機関

#### (社)日本臓器移植ネットワーク

眼球以外の臓器について、全国一元的にあっせんを実施。

#### アイバンク(全国54バンク)

眼球についてあっせんを実施。

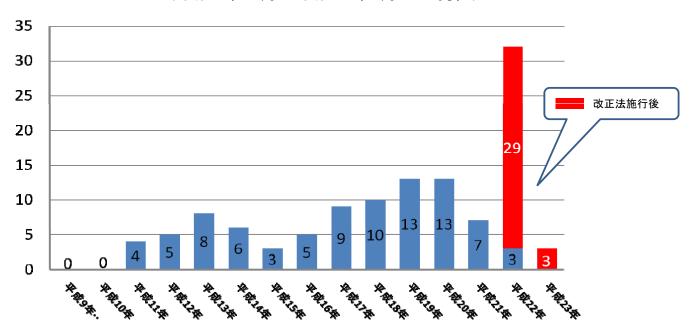
#### (2)臓器移植の実施状況(臓器移植法施行後(平成9年10月16日)から平成23年1月27日まで)

- ・ 脳死判定事例・・・119例(うち臓器提供事例・・・118例) 改正法施行(平成22年7月17日)後・・・ 32例(うち家族承諾30例)
- 移植実施件数(臓器移植法施行後(平成9年10月16日)から平成22年12月31日までの累計)

	心臓	肺	肝臓	腎臓	膵臓	小腸	眼球(角膜)
脳死	90件	88件	95件	209件	84件	9件	85件
心停止	O件	O <b>件</b>	O件	2, 018件	2件	O件	20, 568件
計	90件	88件	95件	2, 227件	86件	9件	20、653件

# 脳死下での臓器提供者数の推移(年別)

(平成9年10月~平成23年1月27日現在)



法施行以降平成23年1月27日現在 累計118例(脳死判定事例は119例) 改正法施行(平成22年7月17日)後 32例(うち家族承諾30例)

